以下に記載する必要資料で資料名の後ろに※のマークがついているものに関しては、取得代行を行うことが可能なものです。

【資料収集期限（目安）】

令和　　年　　月　　日

**相続税申告**

**資料収集準備ガイド**

塩谷税理士事務所

三重県北牟婁郡紀北町相賀1492-8

TEL　0597-32-4025

FAX　0597-32-4026

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **必要資料名** | | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** |
| ＜マイナンバー関係＞　全ての方が必ず必要となります。**※原本はお預かりできませんので必ずコピーをご用意ください。**□ | | | | | | | |
| 1 | 相続人全員の  番号確認書類 | | 次に掲げるいずれかの書類。  〇マイナンバーカード(裏面)　〇通知カード | | お手元にあるものをご用意下さい。　※参考画像  160606120333_0mynumbercard | |  |
| 2 | 相続人全員の  身元確認書類 | | 次に掲げるいずれかの書類。  〇マイナンバーカード(表面)　〇運転免許証  〇身体障害者手帳　〇パスポート　〇在留カード  〇公的医療保険の被保険者証 | |  |
| ＜身分関係＞　全ての方が必ず必要となります。**（戸籍・住民票関係は1通ずつ、印鑑証明書は2通ずつ※ご用意下さい）**※税務署提出用、名義変更手続用  　　　　　　　原則として**相続開始日から10日を経過した日以後に取得したもの**が必要となります　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □ | | | | | | | |
| 1 | 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等※ | | 相続税申告書の添付書類として、又相続財産の名義変更の際に必ず必要となります。  転籍や婚姻などをされている場合、転籍前や婚姻前の本籍地所在地の市区町村で、除籍謄本や改正原戸籍を取得しなければなりません。 | | ・市区役所・町村役場  被相続人の本籍地で申請する必要があります。本籍地を管轄する役所に出生から死亡までの戸籍を請求すると該当するものを出してもらえます。但し、出生から死亡まで同じ市区町村に本籍地があればすべて取得できますが、他の市区町村から転籍されてきた場合などは当該役所ではその時点までの戸籍しか取得できませんので、それ以前のものは転籍元の役所に請求しなければなりません。 | |  |
| 2 | 被相続人の  住民票の除票※ | | 住民票の除票とは、死亡したときに死亡時の住所地で作成されるものです。（※本籍地の記載があるもの） | | ・市区役所・町村役場　**－マイナンバー（個人番号）の記載は不要－**  郵送による請求もできますので、市区役所・町村役場に問い合わせてみましょう。 | |  |
| 3 | 被相続人の  戸籍の附票※ | | 戸籍の附票とは、住所の移り変わりを確かめることのできる書類です。（相続時精算課税制度適用者がいる場合、老人ホーム入所で小規模適用受ける場合に必要） | | ・市区役所・町村役場 | |  |
| 4 | 相続人全員の  戸籍謄本※ | | 被相続人の死亡時点での戸籍に入っている相続人様は、  新たに取得しなくても結構です。 | | ・市区役所・町村役場 | |  |
| 5 | 相続人全員の  住民票※ | | 本籍地の記載があるものが必要となります。 | | ・市区役所・町村役場　**－マイナンバー（個人番号）の記載は不要－** | |  |
| 6 | 相続人の  戸籍の附票※ | | 相続時精算課税制度適用者がいる場合や、小規模宅地等の特例を、いわゆる「家なき子」要件により適用する場合に必要です。 | | ・市区役所・町村役場 | |  |
| 7 | 相続人全員の  印鑑証明書 | | 遺産分割協議書への添付書類です。 | | ・市区役所・町村役場  ※**2通の内1通は名義変更手続で使用します。名義変更には、3か月以内に取得という要件があるため、1通は名義変更時にご用意ください。** | |  |
| 8 | 法定相続情報  一覧図**（図形式かつ実子・養子の判別ができるもの)** | | 戸籍の束の代わりとして登記手続きや金融機関での手続きに提出できる書類です。  **こちらは必要書類ではございません。**  取得されている場合にかぎりご提出ください。 | | ・法務局  【取得方法】①身分関係の1～7の戸籍を収集  ②法定相続情報一覧図（法務局の様式を参照）を作成  ③申出書を記載し①・②と共に法務局に申請する | |  |
|  | **必要資料名** | | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** |
| 以下の＜土地関係＞１～５、及び＜建物関係＞１、２、４の資料については、弊社で実費のみで取得代行させて頂くことも可能です。（実費：1通数百円）  その場合は、**「固定資産税の納税通知書（課税明細）」（表紙だけでなく物件毎の内訳記載のある明細書も合わせて）のみ**ご用意ください。 | | | | | | | |
| ＜土地関係＞　 相続財産に当該資産がある場合に必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 □ | | | | | | | |
| 1 | 登記簿謄本  (全部事項証明書)※ | | 所有者やその親族ではなくても、誰でも、登記事項証明書の交付を請求することができます。  登記事項証明書には、登記記録の全部を記載した全部事項証明書と、一部を記載した一部事項証明書、現在事項証明書などがありますが、取得の際には**全部事項証明書**をご請求するようお願い致します。 | | 不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）で取得できます。基本的には不動産の正確な地番・家屋番号さえ分かれば、どなたでも請求することができます。地番・家屋番号は住所とは違いますので注意が必要です。「地番」、「家屋番号」とは、土地１筆毎、建物１棟毎（マンションのような区分建物ならば１専有部分毎）に独自に割り振られている番号です。  「地番」や「家屋番号」を調べるには、主に以下の方法があります。  １）「登記済権利証」の「不動産の表示」の部分を見る。  →土地ならば「所在、地番、地目、地籍」、一戸建ての建物ならば「所在、家屋番号、種類、構造、床面積」という項目で記載されているはずです。マンションのような区分建物の場合は、「専有部分の建物の表示」のところに「家屋番号」が記載されているはずです。  ２）固定資産税の納税通知書を見る  →市区町村より毎年送られてくる「納税通知書」に、課税対象となっている不動産の地番、家屋番号が記載されているはずです。  また、最近ではコンピュータ化された一部の法務局で他の管轄の登記簿も取得できるようになりました。（登記情報交換システム）例えば、東京法務局港出張所で札幌法務局や那覇地方法務局管内の登記簿を取得することができるようになりました。わざわざ遠くの法務局に行かなくても、お近くの法務局で他の管轄の登記簿謄本が取得できます。  ただし、全ての法務局でこのシステムを利用できませんので、事前に法務局に電話で確認しましょう。また、正確な地番・家屋番号がわからないと利用できませんのでご注意下さい。 | |  |
|  | **必要資料名** | | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** |
|  | 登記簿謄本  (全部事項証明書)※  前ページからの続き | |  | | また、全て郵送で済ませることもできます。その場合は、登記事項証明書申請書(民事局のホームページよりダウンロードできます)に申請事項を記載し、返信用の切手と封筒を同封して謄抄本を送付してもらいます。普通郵便で送っておよそ一週間かかります。電話・FAX等で請求することはできません。 | |  |
| 2 | 地積測量図及び公図の写し※ | | 地積測量図とは、土地の登記簿に付随して法務局に備えられる図面で、その土地の形状、地積 （面積） と求積方法などが記されたものです。  但し、地積測量図のない土地も数多く存在します。  公図とは、登記所に備え付けられた、土地の大まかな位置や形状を知るための参考資料です。 | | 上記の１で不動産登記簿を取得する法務局で、公図及び地積測量図については、写しの請求ができます。手数料を納めれば所有者に限らずどなたでも請求できます。  ただし、地積測量図については無いこともありますので、その場合は必要ありません。  登記簿謄本と同様、郵送による請求も可能です。 | |  |
| 3 | 固定資産税  評価証明書※ | | 固定資産評価額は、毎年４月頃に送られてくる固定資産税の納税通知書に同封された、「課税明細書」に記載されています。  固定資産評価額は「課税明細書」を見れば原則分かりますが、相続や売買、贈与、財産分与等で**不動産の名義を変える登記を申請する際は**、「固定資産評価証明書」は添付書類として**必ず必要**になります。 | | 各都税事務所・各市町村役場で取得できます。  交付を受ける際に持参するものは、  ・納税通知書  ・「所有者の相続人」が請求する場合は、所有者の相続人であることが分かる書類（所有者が亡くなったことが分かる戸籍謄本及び相続人の戸籍謄本）と、相続人自身の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）  ・所有者の相続人の代理人が取りに行く場合は委任状も必要となります。  ※発行する場所によって異なる場合もありますので、詳しくは管轄の都税事務所、または市町村役場へお問い合わせ下さい。 | |  |
|  | **必要資料名** | | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** |
| 4 | 住宅地図※ | | ゼンリン地図が有名です。 | | 法務局(管轄所在地分のみ)もしくは、国立国会図書館等の大きな図書館にてコピーを請求できます。まずは法務局に問い合わせてみるといいでしょう。  法務局には、通常、住宅地図が備え付けられています。著作権の問題もあり、無闇に写しを取得することはできませんので、法務局の職員の方に確認のうえ、了解が取れましたら該当地部分のコピーを取得してください。  ⇒以下のインターネットサイトで取得することも可能です。  <http://www.zenrin.co.jp/j-print/service.html> | |  |
| 5 | 名寄帳(固定資産課税台帳)※ | | 名寄帳とは、ある人が持っている不動産の一覧表です。名寄帳には、不動産の所在地、地目、面積、固定資産税評価額、課税標準額などが記載されています。名寄帳を見ることにより、当該市区町村で所有されている不動産を網羅的に把握することができます | | 固定資産税評価証明書を取得する際に、同時に取得しましょう。いくつもの市区町村に不動産を所有している場合には、その市区町村ごとに取得してください。また、共有の不動産は、個人のものとは、別の名寄帳になりますので、注意して取得してください。  ※年に１度市区町村より送付される“固定資産税・都市計画税課税明細”で代用することも可能です。（所有不動産を全て把握されている場合） | |  |
| 6 | 賃貸借契約書 | |  | | 貸地・借地がある場合に必要です。 | |  |
| 7 | 農業委員会の  証明書 | |  | | 他人の農地を小作している場合に必要です。 | |  |
| ＜建物関係＞　　相続財産に当該資産がある場合に必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 登記簿謄本(全部事項証明書)※ | | 土地の場合と同じです。 | | 土地の場合と同じです。 | |  |
| 2 | 固定資産税  評価証明書※ | | 〃 | | 〃 | |  |
| 3 | 売買契約書、  間取り図等 | |  | | 家屋を購入した際の書類ですので、お手元にあるものをご用意下さい。  ※2世帯住宅や1室を賃貸している場合等に必要です。 | |  |
| 4 | 名寄帳(固定資産課税台帳)※ | | 土地の場合と同じです。 | | 土地の場合と同じです。 | |  |
| 5 | 賃貸借契約書 | |  | | 貸家がある場合に必要です。 | |  |
|  | **必要資料名** | | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** |
| ＜上場株式関係＞　　相続財産に当該資産がある場合に必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 証券会社の  預り証明書※  （残高証明書） | |  | | ご契約の証券会社へお問い合わせ下さい。なお必ず「被相続人の死亡日現在」の預り証明書を取得することにご注意下さい。またご依頼の際に相続税評価額算出に使用するため、「相続開始日及び相続開始日を含む過去3か月分の各月の平均終値単価が分かる情報」を残高証明書に記載してもらうようお伝え下さい。 | |  |
| 2 | 登録証明書  （残高証明書） | | 端株、単元未満株式の有無などの確認をします。  保有されている銘柄の会社ごとに名簿管理人が異なります。 | | 保有されていた上場株式の名簿管理人（信託銀行証券代行部等）へお問い合わせください。なお必ず「被相続人の死亡日現在」の残高証明書を取得することにご注意下さい。 | |  |
| 3 | 配当金の  支払通知書 | | 相続開始後に受け取る配当に関するもの。 | | 相続開始後に受取配当に関するもので、お手元にあるものをご用意下さい。 | |  |
| 4 | 被相続人の最近５年間の取引明細※ | | 顧客口座元帳や顧客勘定元帳と呼んだりもします。 | | ご契約の証券会社へお問い合わせ下さい。 | |  |
| ＜非上場株式関係＞　　相続財産に当該資産がある場合に必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 過去３期分の決算書（勘定内訳書等の添付書類を含む）、税務申告書（法人税、地方税、消費税等）の写しをご用意下さい。  ※これらの書類を拝見してから、さらに必要な書類をご請求させていだきます。  　なお、この準備ガイドに記載されている財産を法人名義で所有されている場合には同様の書類をご用意ください。 | | | | | |  |
| ＜投資信託、その他金融商品関係＞　　相続財産に当該資産がある場合に必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 残高証明書※ | | 投資信託、公債・社債、外貨預金やその他ファンドなどの金融商品に関するもの。 | | ご契約の金融機関へお問い合わせ下さい。  なお必ず「被相続人の死亡日現在の**解約価額**」の残高証明書を取得することにご注意下さい。（※ 基準価額ではなく解約価額です。） | |  |
| 2 | 投資信託についての信託財産留保額及び個別元本額※ | | 信託財産留保額とは、投資信託を解約するときに、解約のペナルティーとして支払わなければならない金額です。  相続開始日現在の個別元本額をお調べください。 | | ご契約の金融機関へお問い合わせ下さい。  投資信託については、「（相続開始日の基準価額）－（課税時期において解約請求等した場合に源泉徴収されるべき所得税相当額）－（信託財産留保額及び解約手数料）」で評価します。  ※なお、上記で解約価額の証明がある場合はこちらは必要ありません。 | |  |
|  | **必要資料名** | | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** |
| ＜現金預金・出資金関係＞　　全ての方が必ず必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 預金残高証明書※ | | 相続開始日時点の被相続人名義の預貯金の残高を確認するために必要な書類です。  信用金庫や協同組合の口座がある場合は、出資金の有無も残高証明書に記載いただいて下さい。  ※残高証明書取得代行及び預貯金解約代行サービスもございます。ご希望の方は担当スタッフまでお知らせください。 | | お取引の金融機関へお問い合わせ下さい。  なお必ず「被相続人の死亡日現在の解約価額（経過利息込み）」の残高証明書を取得することにご注意下さい。  また残高証明書の取得にあたっては、通帳をお持ちの口座に限らず、「取引支店の全口座」分の記載依頼をお願い致します。特に、ゆうちょ銀行の場合は、かんぽ生命保険も含めて「現存照会手続き（取引口座の網羅性を確認する手続き）」をお取りいただき、発行された書類をご用意ください。 | |  |
| 2 | 既経過利息計算書※ | | 定期預金の利息計算書です。  ※相続開始日現在に未収となっている預金受取利息の額を知るためのものです。なお、残高証明書に経過利息の記載がある場合はこちらは必要ありません。 | | お取引の金融機関へお問い合わせ下さい。通常は上記１の残高証明書を依頼する際に、「既経過利息」を記載するよう金融機関に依頼することで、残高証明書に記載してもらえることがほとんどです。 | |  |
| 3 | 過去5年分の通帳・定期預金の証書 | | 過去に相続人様への預金の異動があった場合は、相続人様の通帳もご用意ください。（配偶者名義の通帳は極力ご用意下さい。） | | お手元にあるものをご用意下さい。  ※なお、不足部分がある場合には、金融機関で不足箇所の取引明細（入出金明細）のご請求が必要になる可能性があります。 | |  |
| 4 | 手元現金 | |  | | 相続開始日の手元現金の額をお知らせ下さい。 | |  |
| ＜生命保険関係＞　　相続財産に当該資産がある場合に必要となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 生命保険金  支払通知書 | |  | | ご契約の生命保険会社へお問い合わせ下さい。 | |  |
| 2 | 生命保険証書  のコピー | |  | | お手元にあるものをご用意下さい。 | |  |
| 3 | 火災保険等の  保険証書コピー | |  | | お手元にあるものをご用意下さい。 | |  |
| 4 | 解約返戻金の  分かる資料 | | 保険金の支払いがあったもの以外の保険については、相続開始日時点での解約返戻金額で評価します。 | | ご契約の保険会社へお問い合わせ下さい。 | |  |
|  | **必要資料名** | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** | |
| ＜その他の資産＞　　相続財産に当該資産がある場合に必要となります。 | | | | | | | |
| 1 | 自動車 |  | | 車検証のコピー、車種、色、走行距離をお知らせ下さい。 | | □ | |
| 2 | 退職金 |  | | 支払通知書(源泉徴収票)。お手元もしくは勤務先へお問い合わせ下さい。 | | □ | |
| 3 | 電話加入権 |  | | 電話番号と所在場所の分かるものをご用意下さい。 | | □ | |
| 4 | ゴルフ会員権  リゾート会員権 |  | | お手元にある預託金証書又は証券のコピーをご用意下さい。 | | □ | |
| 5 | 貸付金、前払金等 |  | | 金銭消費貸借契約書及び残高のわかるもののコピーをご用意下さい。 | | □ | |
| 6 | 貴金属、書画、骨董など |  | | 金銭的価値があると思われる著名な作者、作品等がございましたらお知らせください。また、査定をされた場合は、査定金額をお知らせください。 | | □ | |
| 7 | 未収となっている給与、地代、家賃、公租公課 | 公租公課は、所得税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の還付金、高額療養費支給金などが該当します。 | | 契約書や支払予定の分かる証憑をご用意下さい。 | | □ | |
| 8 | その他 |  | | 金銭的価値のあるものがございましたら、お知らせ下さい。 | | □ | |
| ＜過去３年以内に贈与をされている場合＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 □ | | | | | | | |
| 1 | 贈与税申告書 |  | | 過去3年分の贈与税申告書をご用意下さい。 | |  | |
| 2 | 贈与契約書 |  | | 贈与を実施した際に作成した贈与契約書をご用意下さい。 | |  | |
| ＜相続時精算課税制度の適用を受けている場合＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 相続時精算課税制度選択届出書 |  | | 選択の届出を行った際のお手元の届出書をご用意下さい。 | |  | |
| 2 | 贈与税申告書 |  | | 選択時以降のお手元にある贈与税申告書をご用意下さい。 | |  | |
| 3 | 贈与契約書 |  | | 当該制度の届出を行った際に作成した、お手元にある贈与契約書をご用意下さい。 | |  | |
| ＜特例贈与の適用を受けている場合＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□ | | | | | | | |
| 1 | 贈与契約書  贈与税申告書  非課税申告書 | 住宅取得等資金の贈与をしている場合。 | | 贈与を実施した年分の贈与税申告書をご用意下さい。 | |  | |
| 教育資金の一括贈与をしている場合。 | | 金融機関発行の「教育資金非課税申告書」をご用意下さい。 | |  | |
| 結婚子育て資金の一括贈与をしている場合。 | | 金融機関発行の「結婚子育て資金非課税申告書」をご用意下さい。 | |  | |
|  | **必要資料名** | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** | |
| ＜債務・葬式費用関係＞ | | | | | | | |
| 1 | 金融機関からの借入金※ | 銀行などの金融機関からの借入がある場合。 | | ご契約の金融機関にお問い合わせの上、借入残高証明書及び返済予定表をご用意下さい。なお必ず「被相続人の死亡日現在」の残高証明書を取得することにご注意下さい。 | | □ | |
| 2 | その他借入 | 金融機関以外からの借入がある場合。 | | 金銭消費貸借契約書及び返済予定表をご用意下さい。 | | □ | |
| 3 | 未納租税公課等 | 相続開始前に発生した費用で本来は被相続人が払うべきもので、相続開始後に支払われたものは相続財産より債務として控除することができます。 | | 住民税、固定資産税、事業税、国民年金、国民健康保険料、介護保険料等の納税通知書をご用意下さい。  ※相続開始後に支払ったもの及び支払うことになるものです。 | | □ | |
| 4 | その他債務 | 同上 | | 医療費、公共料金等の請求書、領収書をご用意下さい。  ※相続開始後に支払ったもの及び支払うことになるものです。 | | □ | |
| 5 | 葬儀費用 | 相続財産から控除できるものがあります。 | | 葬儀関係費用（葬儀代、食事代、お布施、心付けなど）の領収書をご用意下さい。領収書がない場合には、メモでも結構です。  ※通夜、葬儀、初七日、納骨などの日程も同時にお知らせください。 | | □ | |
| ＜その他＞ | | | | | | | |
| 1 | 被相続人の過去３年分の確定申告書 |  | | お手元にあるものをご用意下さい。  ※既に準確定申告がお済みの場合には、合わせて準確定申告書もご用意ください。 | | □ | |
| 2 | 遺言書のコピー |  | | ある場合には遺言の写しをご用意下さい。自筆証書遺言について、家庭裁判所の検認を受けている場合には、検認の証明書もご用意下さい。 | | □ | |
| 3 | 準確定申告に必要な資料 | 準確定申告の業務もご依頼されるお客様は左記資料についてもご用意下さい。 | | 生前確定申告をされていた際に使用されていた資料と同様のもの一式。  例えば、以下のようなものです。  〇年金・給与等の源泉徴収票　〇生命保険・地震保険の控除証明書  〇社会保険料（国民健康保険等）の控除証明書  〇事業所得がある場合は収入・経費に関する書類  〇医療費の領収書（セルフメディケーションを含む）  〇土地・建物・株式等の譲渡がある場合はそれに関する書類一式  〇証券会社の預り証明書、決算書など(国外転出時課税) | | □ | |
|  | **必要資料名** | **内容説明** | | **取得方法** | | **該当** | |
| 4 | 名義資産、負債 | 被相続人の名義にはなっていなくても、実質的には被相続人の資産及び負債であるもののことです。典型的なものに、名義預金があり被相続人が他人（配偶者や子供等）名義の口座に預金を預けているものなどがあります。また、被相続人が資金を拠出して購入した不動産で名義は被相続人以外のものなども含みます。 | | 資産や負債の種類に応じて、このガイドに記載されている資料をご準備ください。  **⇒ 別紙『名義預金、生前贈与について』をご参照下さい。** | | □ | |
| 5 | 障害者手帳  のコピー | 法定相続人に障害者の方がいる場合には、相続税額より一定額の控除があります。 | | お手元にあるものをご用意ください。  **※ 障害者控除・未成年者控除を過去の相続で使用していませんか？** | | □ | |
| 6 | 過去の  相続税申告書 | 今回の相続財産の中に、過去相続によって取得された財産がある場合には、当時の相続税申告書をご用意ください。過去10年以内の場合には一定の控除があります。 | | お手元にあるものをご用意ください。 | | □ | |
| 7 | 被相続人の略歴 | 被相続人様の略歴を分かる範囲でご記入下さい。 | | 弊社より、お渡しさせて頂きます。（※エクセルデータでのお渡しも可能） | | □ | |
| 8 | 相続人全員の  職業と電話番号 | 申告書に記載させて頂く情報です。  電話番号は、携帯でもご自宅でもどちらでも結構です。また、相続人代表者様を一人ご指定下さい。 | | 別途お渡しさせて頂きます。 | | □ | |
| 9 | 確認事項一覧 | 相続税申告業務にあたっての確認事項一覧 | | 別途お渡しさせて頂きます。 | | □ | |
| 10 | 老人ホームの  入居関係の資料 | お亡くなりになられる前に、老人ホームに入居されていた場合、特例の適用要件等に関連しますので、老人ホーム入居時の契約書をご用意下さい。また相続後に退去返還金等の戻ってきたものがある場合には、金額が分かる書類をご用意ください。 | | お手元にあるものをご用意ください。 | | □ | |
| 11 | 介護保険の被保険者証 等のコピー | 被相続人が老人ホームに入所しており、小規模宅地の特例の適用を受ける場合に必要となります。 | | お手元にあるものをご用意ください。 | | □ | |
| 12 | 相続人の自宅の賃貸借契約書 | いわゆる「家なき子」の条件で小規模宅地の特例の適用を受ける場合に必要となります。 | | お手元にあるものをご用意ください。 | | □ | |
| 13 | 配偶者財産資料 | 配偶者固有財産の概算資料 | | 2次相続を考慮した遺産分割シミュレーションをさせていただく場合 | | □ | |